

ショートステイ 太郎と花子
(障害福祉サービス)
短期入所サービス利用契約書

利用者_____様（以下「利用者」という。）と医療法人医仁会（以下「事業者」という。）は、利用者がショートステイ太郎と花子（以下「事業所」という。）の提供する指定短期入所サービスを受け、それに対する利用料金を事業者に支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

本契約は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の支援その他日常生活の支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律（障害者総合支援法）の理念に則り「短期入所事業」のサービスについて定めます。

第2条（契約期間）

本契約の契約期間は、西暦 年 月 日からとします。

ただし、利用者から事業者に対し、文書により契約終了の申し出がない場合、または、利用者の支給決定期間が更新された場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（サービスの内容）

1. 事業者は、短期入所サービスとして、重要事項説明書に定める入浴、排泄、食事等の介助や日常生活上の支援、健康管理、相談及び援助等を行います。
2. 事業者は、希望する入所利用者に対し食事を朝・昼・夕と3食提供するものとします。
3. 事業者は、介護給付費対象外サービスとして、予め利用者に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者との合意に基づき、重要事項説明書に定めるサービスを提供するものとします。

第4条（利用料金）

1. 利用者は、短期入所サービスの提供に対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用に係る実費負担額を事業者に支払います。障害者総合支援法に基づく介護給付費は、事業者が市町村から代理受領します。
2. 事業者は、毎月月末に締め、翌月15日頃に当月分の利用料等の請求書を利用者に発行します。
3. 利用者は、当月の料金の合計額を翌月26日に口座振替で支払います。

第5条（料金の変更）

1. 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料及び食

事等の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。

2. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく契約書を作成し、お互いに取り交わします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第6条（利用料の滞納）

利用者が事業者を支払うべき利用料等を正当な理由なく1ヶ月以上滞納した場合において、事業者が利用者に対して7日以内に滞納額を支払うように催告したにもかかわらず、全額の支払いが無いとき、事業者は支払いが完了するまで利用者の利用をお断りすることがあります。

第7条（財産の保全・管理）

事業者は、利用者から金銭その他の財産について預かりや管理するよう依頼があっても原則としてお断りいたします。但し、利用者において特別な事情により管理が困難とみられる場合に限り、相談に応じます。

第8条（利用の中止・変更・追加）

1. 利用者は利用期日前において、短期入所サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日の受付時間内（重要事項説明書に記載）までに事業者申し出るものとします。
2. 利用者が、サービス実施日の前日の受付時間内以降に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
3. 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

第9条（サービスの変更）

事業者は、サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容を変更することができるものとします。

第10条（居室の利用）

1. 事業者が利用者に提供する居室の定員は20名です。ただし、本サービス利用申込の都度、利用者と事業者との合意により変更できるものとします。
2. 入所後、利用者から居室変更の申出があった場合で、事業者がその申出を相当と認めたとき、または事業者が事業所運営上、特に必要と認めたときには、居室の変更を行います。

第11条（医療体制）

1. 事業者は、利用者に対し、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して的確な診断を基とし、療養上妥当適切な診察を行います。
2. 入所中の利用者に対し、乙が必要と判断した場合はCT・MRI・レントゲン・採血等の検査を行うことがあります。
3. 事業者は、利用者に病状の急変等入院の必要な事態が生じた場合には、責任をもって協力医療機関等に引き継ぎます。なお、当事業所の協力医療機関は別紙「重要事項説明書」に記載した通りです。
4. 前項の場合、利用者が特に希望する医療機関を有する場合には、状況の許す限り、その希望する医療機関を優先します。
5. 治療の必要性、方法等の判断については、緊急の場合を除く外、利用者の意思を確認し、出来る限り利用者の意思に沿うようにします。

第12条（事業者の基本的義務）

- 1.（自立等の支援）事業者は、利用者に対し、利用者の自立と社会経済活動への参加促進の観点から、できる限り居宅に近い環境の中で、必要なサービスを適切に行います。
- 2.（利用者の意思等の尊重）事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、短期入所サービスを提供します。

第13条（事業者の具体的義務）

- 1.（安全配慮義務）事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2.（説明義務）事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明しなければなりません。
- 3.（守秘義務）事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。（個人情報利用目的については別紙1を参照）
- 4.（身体拘束の禁止）事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 5.（虐待防止のための措置）事業者は、利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。
- 6.（記録整備保存義務）事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。利用者は、事業者の窓口業務時間内（午前9時～午後5時）に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることもできます。

第14条（事故と損害賠償）

1. 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者

の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

2. 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第15条（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

1. 利用者が死亡した場合
2. 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
3. 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
4. 事業所が事業者の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
5. 第17条から第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合
6. 第2条の契約期間が満了した場合（但し満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除きます）

第16条（契約終了後の退所及び費用負担）

1. 前条により契約が終了した場合は、事業者は利用者の退所につき相当の猶予期間を設ける等、退所の時期・方法については、利用者の健康保持、生活環境の整備に十分な配慮をします。
2. 前条による契約終了後、退所までに利用者の生活に要した費用については、利用者又は身元引受人の負担とします。

第17条（利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の5日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、やむを得ない事情がある場合には即時に解約することができます。

第18条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

1. 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所サービスを実施しない場合
2. 事業者もしくはサービス従事者が第13条第1項から第5項に定める義務に違反した場合
3. 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
4. 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

第19条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

1. 利用者に支払能力があるにもかかわらず第4条に定めるサービス利用料金の支払いが2カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
2. 利用者が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
3. 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

第20条（身元引受人）

1. 事業者は、利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、社会通念上、利用者に身元引受人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
2. 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。
3. 身元引受人は、前項の責任のほか、各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように事業者に協力すること。
 - ② 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
 - ③ 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他の必要な措置。

第21条（苦情解決）

1. 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。
2. 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

第22条（緊急時の対応）

1. 事業者は、利用者に対し、事業所医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
2. 事業者は、利用者に対し、事業者における短期入所サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
3. 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は、利用者及び利用者の家族が指定する者に対し、緊急に連絡します。

事業者は、下記の協力医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは救急入院等必要な措置が受けられるようにします。

病院名 医療法人 医 仁 会 さ く ら 総 合 病 院
住 所 〒480-0127 愛知県丹羽郡大口町新宮一丁目129番地
電話番号 (0587) 95-6711 (代表)

第23条（立会人）

本契約を締結するにあたり、入所申込者の判断能力に障害が見られる場合においては、家族、成年後見人等との契約とする若しくは第三者である立会人の署名を求めます。

第24条（合意管轄）

この契約に関してやむなく訴訟とする必要が生じたときは、地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者は予め合意します。

第25条（協議事項）

本契約に定めのない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

<別紙1>

個人情報の利用目的

(2019年9月1日現在)

短期入所生活介護事業所 ショートステイ太郎と花子では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔事業所内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

以上の契約の証しとして本契約書 2 通作成し、利用者、事業者が署名のうえ、各 1 通を保有するものとします。

契約締結日 西暦 年 月 日

(利用者) 私は、以上の契約につき説明を受け、内容を理解しました。私は、この契約に定めるところに従い、貴事業所に入所し、各種のサービスを利用することを申し込みます。

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 () _____

代筆者署名 _____

続 柄 _____

(身元引受人) 私は、以上の契約内容につき貴事業所から説明を受け、身元引受人の責任につき理解しました。

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 () _____

(事業者) 当事業所は、短期入所事業者として、甲の申し込みを受託し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任もって行います。

所 在 地 愛知県丹羽郡大口町新宮一丁目 10 番地

名 称 医療法人 医仁会 ショートステイ 太郎と花子

代 表 者 理事長 小林 豊

